
衛星受信料体系の見直しの考え方及びその効果・影響(詳細版)

(事務局提出資料(個別論点:視点3、視点4))

平成20年4月2日

I 現状維持 — A 現状維持 (概要と評価)

概要：衛星受信料体系の変更を一切行わない。

検討の視点	効果・影響
(1) 現在生じている課題の解決への効果 ① 利用実態の乖離(受信環境の受動的整備) ② 衛星契約率の低迷	○ 課題①の解決にはならないのではないか。 ・現状で推移。〈NHK〉 ○ 課題②の解決にはならないのではないか。 ・現状で推移。〈NHK〉 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> ← ポイント1 </div>
(2) 「特殊な負担金」という受信料の性格に及ぼす影響	○ 影響なし。 ・影響なし。〈NHK〉
(3) 受信料(衛星付加受信料:945円)の水準に及ぼす影響	○ 影響なし。 ← ポイント2(水準見直しの必要性) ・影響なし(累積解消後の料額の在り方については、別途検討が必要)。〈NHK〉
(4) NHKにより提供される衛星放送の性格に及ぼす影響	○ 影響なし。 ・影響なし。〈NHK〉
(5) 衛星放送番組の質や編成内容に及ぼす影響	○ 影響なし。 ・影響なし。〈NHK〉
(6) 衛星放送業界に及ぼす影響	○ 影響なし。 ・影響なし。〈NHK〉 ・特に影響なし。〈衛放協〉
(7) 視聴者の負担に及ぼす影響	○ 影響なし。 ・不要。〈NHK〉
(8) その他(移行に要する期間等)	—

I 現状維持 – A 現状維持（議論のポイント）

ポイント1

■ 課題①、課題②の解決にはならないのではないか。

■ この場合、衛星受信機の普及【参考資料P. 1, 2】、共同受信割合の増加【参考資料P. 3】といった環境変化が更に継続すれば、

- ・ 衛星放送の受動的受信者による衛星受信料に対する不公平感が増幅するおそれがある
- ・ 衛星契約率等の悪化、受信料収入の減少につながるおそれがある

といった点に留意する必要があるのではないか。

■ 第一次報告書で提言した措置（受動的に衛星受信環境が整備される場合の地上契約の継続を可能とする受信規約の改正等）によって、課題①については部分的に解決されるのではないか。【参考資料P. 4】

ポイント2

■ 衛星付加受信料(945円)の水準を見直すことが必要なのではないか。

- ・ 衛星付加受信料は平成元年以降、同額で推移。（消費税率の変更に伴う値上げを除く）【参考資料P. 5】
- ・ 衛星収支の累損は、平成20年度末に概ね解消される予定。（平成18年度末：▲84億円）【参考資料P. 6】
- ・ 2011年の衛星アナログ放送の終了に伴う経費削減、チャンネル数の見直しによる経費変動が想定される。
- ・ 今後、衛星契約数の増加が見込まれ、増収が期待される。【参考資料P. 7】

I 現状維持 – B メッセージ機能の活用強化（概要と評価）

概要（NHKが例示した方法）

- 表示方法の変更 ・ 表示面積(画面1/9→拡大) ・ 表示時期(30日後→直ちに)
- 再表示(なし→未契約者等への再表示)

検討の視点	効果・影響
<p>(1) 現在生じている課題の解決への効果</p> <p>① 利用実態の乖離(受信環境の受動的整備) ② 衛星契約率の低迷</p>	<p>○ 受信環境の受動的整備の場合の取扱いを変更するものではないため、課題①の解決にはならないのではないか。⁹ ・ 現状と同じ。〈NHK〉 ↑ ポイント3</p> <p>○ 課題②への一定の効果が期待されるのではないか。ただし、抜本的解決になるかは不明確ではないか。 ・ 改善が期待。〈NHK〉 ↑ ポイント4(実効性を高めるための手段)</p>
<p>(2) 「特殊な負担金」という受信料の性格に及ぼす影響</p>	<p>○ 基本的に特段の影響はないのではないか。 ← ポイント5(再表示等の考え方)¹⁰ ・ 影響なし(対価的な感覚は強まる)。メッセージの制度上の再整理が必要。〈NHK〉</p>
<p>(3) 受信料(衛星付加受信料:945円)の水準に及ぼす影響</p>	<p>○ 影響はないのではないか。 ← ポイント6(水準見直しの必要性)¹¹ ・ 影響なし(増収効果が期待される一方で、コールセンター要員の増加など経費の増加も見込まれる)。〈NHK〉</p>
<p>(4) NHKにより提供される衛星放送の性格に及ぼす影響</p>	<p>○ 影響はないのではないか。¹² ・ 影響なし。〈NHK〉</p>
<p>(5) 衛星放送番組の質や編成内容に及ぼす影響</p>	<p>○ 影響はないのではないか。¹³ ・ 影響なし(独自番組と難視聴解消番組のバランスが保たれて、番組の多様性を確保することが可能)。〈NHK〉</p>
<p>(6) 衛星放送業界に及ぼす影響</p>	<p>○ 影響はないのではないか。¹⁴ ・ 影響なし。〈NHK〉 ・ 特に影響なし。〈衛放協〉</p>
<p>(7) 視聴者の負担に及ぼす影響</p>	<p>○ 影響なし。¹⁵ ・ 不要(機器の設置は不要であり、新たな負担者生じない)。〈NHK〉</p>
<p>(8) その他(移行に要する期間等)</p>	<p>○ 既存の実施策の運用変更であり、比較的短期間での移行が可能ではないか。 ← ポイント7(早期実現可能性)¹⁶</p>

I 現状維持 – B メッセージ機能の活用強化（議論のポイント①）

ポイント3

■ 課題①の解決にはならないのではないか。

- 第一次報告書で提言した措置(受動的に衛星受信環境が整備される場合の地上契約の継続を可能とする受信規約の改正等)によって、課題①については部分的に解決されるのではないか。

ポイント4

■ 課題②には一定の効果が期待されるのではないか。

■ ただし、抜本的解決になるかは不明確であり、NHKが例示した方法に加え、実効性をできるだけ高めるための工夫が必要ではないか。【参考資料P. 8、9】

- 「表示位置」(画面左下)の工夫
- メッセージ内容の工夫(例:契約締結に関するメッセージ性の強化)
- 未契約の場合の再表示方法の工夫(例:未契約者に対し再表示を繰り返す)
- 再表示されるメッセージの「面積」、「位置」の工夫とメッセージ内容の工夫(例:別メッセージの表示)
- 災害時の視聴者保護のための措置(メッセージ消去)の継続、メッセージ内容の工夫(例:災害時に消去される旨明記)

ポイント5

■ メッセージの表示方法の変更は、「特殊な負担金」という性格に影響を及ぼさないのではないか。

■ 未契約者や未払者への再表示を実施する方法、衛星契約の締結や受信料の支払いが確認されるまで表示を消去しない方法をどう考えるか。【参考資料P. 10】

【制度導入時の整理】

- メッセージの表示について、表示面積、表示位置、表示時間等が工夫されており、テレビ画面や字幕・テロップが全く見えなくなるスクランブル放送のような運用ではない。
- 受信料の支払の有無にかかわらず、連絡があった場合には、一律に表示を消去することから、未払者への支払い強制になるものではない。
- あくまで、契約の前提となる受信機の設置を確認するための措置であり、現行の放送法の考え方(「受信機を設置した者は契約をしなければならない。」)の範囲内にある。

I 現状維持 – B メッセージ機能の活用強化（議論のポイント②）

ポイント6

（I – A「ポイント2」と同じ論点）

■ 衛星付加受信料(945円)の水準を見直すことが必要なのではないか。

- 衛星付加受信料は平成元年以降、同額で推移。(消費税率の変更に伴う値上げを除く)【参考資料P. 5】
- 衛星収支の累損は、平成20年度末に概ね解消される予定。(平成18年度末:▲84億円)【参考資料P. 6】
- 2011年の衛星アナログ放送の終了に伴う経費削減、チャンネル数の見直しによる経費変動が想定される。
- 今後、衛星契約数の増加が見込まれ、増収が期待される。【参考資料P. 7】

ポイント7

■ 早期実現可能性はあるか。

- 既存の実施策の運用変更であり、比較的短期間での移行が可能ではないか。
- 実現すれば一定の効果が期待されるため、速やかな実施が期待されるのではないか。
- ただし、2011年に「スクランブル化」が新たな選択肢として加わること、課題②(衛星契約率低迷)への効果は現時点で予測困難であることを踏まえれば、「メッセージ機能の活用強化」を導入した場合であっても、2011年時点で再検討を要するのではないか。

Ⅱ 地上契約との一本化 - A 地上料額 (概要と評価)

概要:衛星付加受信料を廃止し、受信料を地上料額(1,345円)に一本化。
 (受信料収入の約20%を占める衛星受信料収入全額が減収となる(平成19年度予算:1,256億円))

検討の視点	効果・影響
(1)現在生じている課題の解決への効果 ① 利用実態の乖離(受信環境の受動的整備) ② 衛星契約率の低迷	○「衛星契約」が廃止されるため、課題①は解消するのではないか。 ・ 解消可能(衛星受信者を個別に把握することが不要となる)。〈NHK〉 ○「衛星契約」が廃止されるため、課題②は解消するのではないか。 ・ 解消可能(衛星受信者を個別に把握することが不要となる。ただし、受信者への面接困難等の課題は残る)。〈NHK〉
(2)「特殊な負担金」という受信料の性格に及ぼす影響	○ 影響はないのではないか(過去二度の受信料体系の一本化と同様)。 ・ 契約乙の廃止(ラジオ放送のみに係る受信契約の廃止)(昭和43年) ・ 普通契約(白黒テレビジョン放送に係る受信契約)のカラー契約への統合(平成19年) ・ 影響なし(性格の純化)。〈NHK〉
(3)受信料(衛星付加受信料:945円)の水準に及ぼす影響	○ 地上契約:影響なし(新たな不満感の発生) ○衛星契約:値下げ(▲945円) ・ 影響あり(付加料金廃止)(衛星契約者は値下げ)〈NHK〉
(4)NHKにより提供される衛星放送の性格に及ぼす影響	○ 衛星受信料収入全額が減収となるため、衛星放送の提供を継続することが困難となるのではないか。 ・ 影響あり(役割は限定される)(普及促進の役割は困難。実質的に難視聴解消のみの役割)。衛星放送事業からの実質的な撤退に等しい。〈NHK〉 ↑ ポイント8(衛星放送の継続)
(5)衛星放送番組の質や編成内容に及ぼす影響	○ 衛星受信料収入全額が減収となるため、「豊かで良い放送番組」の提供等に支障を及ぼすおそれがあるのではないか。 ・ 衛星放送独自の編成は困難(衛星放送の独自番組は極端な場合ゼロとなる)。〈NHK〉
(6)衛星放送業界に及ぼす影響	○ 衛星受信料収入全額が減収となるため、衛星放送の提供を継続することが困難となり、衛星放送の普及等に支障を及ぼすおそれがあるのではないか。 ・ 外部制作会社の制作機会の減少。〈NHK〉 ・ 特に影響なし。〈衛放協〉
(7)視聴者の負担に及ぼす影響	○ 影響なし。 ・ 不要(機器の設置は不要であり、新たな負担者生じない)。〈NHK〉
(8)その他(移行に要する期間等)	

ポイント8

■ 衛星付加受信料の廃止により衛星受信料収入全額が減収となる結果、衛星放送の提供を継続することが困難となるのではないか。

■ 次の場合には、継続が可能となるが、現時点では、いずれも現実的とは言い難いのではないか。

- ・ 契約率・支払率が飛躍的に改善し、減額分をカバーする場合
- ・ 諸外国のように、地上放送と同一の放送番組を衛星放送で提供する場合(サイマル放送)【参考資料P. 11】

Ⅱ 地上契約との一本化 – B 加重平均額 (概要と評価①)

概要：衛星付加受信料を廃止し、受信料を加重平均額(※)に一本化。
(受信料収入の約20%を占める衛星受信料収入全額が確保される(平成19年度予算:1,256億円))

※ NHKの試算では約1,600円【参考資料P.12】

検討の視点	効果・影響
<p>(1) 現在生じている課題の解決への効果</p> <p>① 利用実態の乖離(受信環境の受動的整備)</p> <p>② 衛星契約率の低迷</p>	<p>○ 「衛星契約」が廃止されるため、課題①は解消するのではないかと25</p> <p>・ 解消可能(衛星受信者を個別に把握することが不要となる)。〈NHK〉</p> <p>○ 「衛星契約」が廃止されるため、課題②は解消するのではないかと</p> <p>・ 解消可能(衛星受信者を個別に把握することが不要となる。ただし、受信者への面接困難等の課題は残る)。〈NHK〉</p> <p>・ 衛星受信機の設置の有無を確認する手順は不要となるが、すべてを捕捉できるようになるわけではなく、フリーライダーの排除に寄与するかは不明。〈民放連〉</p> <p>・ フリーライダーの問題は残るものの一応の解決にはなるが、衛星受信機の新設置者にも経費を負担させるという問題を生ずる。〈衛放協〉</p>
<p>(2) 「特殊な負担金」という受信料の性格に及ぼす影響</p>	<p>○ 影響はないのではないかと(過去二度の受信料体系の一本化と同様)と26</p> <p>・ 契約乙の廃止(ラジオ放送のみに係る受信契約の廃止)(昭和43年)</p> <p>・ 普通契約(白黒テレビジョン放送に係る受信契約)のカラー契約への統合(平成19年)</p> <p>・ 影響なし(性格の純化)。〈NHK〉</p>
<p>(3) 受信料(衛星付加受信料:945円)の水準に及ぼす影響</p>	<p>○ 地上契約:値上げ(約+255円) ○ 衛星契約:値下げ(約▲690円) ← ポイント9(地上契約者の負担増)と27</p> <p>・ 影響あり(付加料金廃止)(衛星契約者は値下げ・地上契約者は値上げ)・地上契約者の理解が課題〈NHK〉</p> <p>・ 衛星受信機を設置しない者に現行の地上料額を上回る料金の負担を求めれば、国民視聴者の強い反発が予想される。〈民放連〉</p>
<p>(4) NHKにより提供される衛星放送の性格に及ぼす影響</p>	<p>○ 衛星受信料収入全額が確保されるため、影響はないのではないかと28</p> <p>・ 普及促進への貢献度低下のおそれ。〈NHK〉</p> <p>・ 特段の影響はない〈民放連〉</p> <p>・ 影響は、特になし〈衛放協〉</p>
<p>(5) 衛星放送番組の質や編成内容に及ぼす影響</p>	<p>○ 衛星受信料収入全額が確保されるため、影響はないのではないかと29</p> <p>・ 番組の多様性の確保は可能(ただし、目玉番組はまず地上波で放送するなど地上波のみの受信者にも配慮が必要)。〈NHK〉</p>

II 地上契約との一本化 – B 加重平均額（概要と評価②）

検討の視点	効果・影響
(6)衛星放送業界に及ぼす影響	<p style="text-align: right;">30</p> <p>○ 値上げにより、有料の衛星放送事業者の収益に影響を及ぼすおそれがあるのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部制作会社の制作機会の減少のおそれ。〈NHK〉 ・ 付加受信料を国民から幅広く徴収するものであり、有料民放の契約者、潜在的契約意向者に影響を及ぼす可能性。〈民放連〉 ・ 特に影響なし。〈衛放協〉
(7)視聴者の負担に及ぼす影響	<p style="text-align: right;">31</p> <p>○ 影響なし。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不要（機器の設置は不要であり、新たな負担者生じない）。〈NHK〉 ・ 影響は、特になし〈衛放協〉
(8)その他（移行に要する期間等）	<p style="text-align: right;">32</p>

ポイント9

■ 衛星契約の受信契約全体に占める割合が1／3に止まる状況で、地上契約者に対して、大幅な負担増（NHK試算では約2割）への理解を求めることは困難ではないか。

- ・ 契約率・支払率が飛躍的に改善する場合
- ・ 諸外国のように、地上放送と同一の放送番組を衛星放送で提供する場合（サイマル放送）【参考資料P. 11】
- ・ 衛星放送が普及し、衛星契約の割合が十分に高まった場合

Ⅲ スクランブル化 – A 非営利型 (概要と評価①)

概要：NHKの衛星放送をスクランブル化(営利を目的としない料金設定：現行並み)

検討の視点	効果・影響
<p>(1) 現在生じている課題の解決への効果</p> <p>① 利用実態の乖離(受信環境の受動的整備)</p> <p>② 衛星契約率の低迷</p>	<p>○ スクランブル化により、契約を締結するか否かの判断を受信者に委ねるため、課題①は解決されるのではないか。³³</p> <p>・ 解消可能。〈NHK〉</p> <p>○ NHKが未契約者に対する対抗手段(スクランブル化)を取り得ることから、課題②は解決されるのではないか。</p> <p>・ 解消可能。〈NHK〉</p> <p>・ 付加料金を支払わずに見ている”フリーライダー”を排除したりする効果は期待できるのではないか。〈民放連〉</p> <p>・ 可能。〈衛放協〉</p>
<p>(2) 「特殊な負担金」という受信料の性格に及ぼす影響</p>	<p>○ 徴収する料金の性格は、「対価料金」となる以上、「特殊な負担金」とは言えないのではないか。³⁴</p> <p>↑ ポイント10(「対価料金」を徴収する方法により実施する意義)</p> <p>・ 性格変更(受益者負担の対価料金に)。〈NHK〉</p>
<p>(3) 受信料(衛星付加受信料:945円)の水準に及ぼす影響</p>	<p>○ 徴収する料金の料額の水準は、衛星放送に係る経費と契約者数によるのではないか。³⁵</p> <p>・ 影響あり(受信料廃止) ・ 受信料事業との会計分離 ・ 料金はサービス内容と契約数による 〈NHK〉</p>
<p>(4) NHKにより提供される衛星放送の性格に及ぼす影響</p>	<p>○ 付加的な性格が強くなるものの、公共放送として行う非営利事業であり、引き続き一定の公共的役割を担うことは可能なのではないか。³⁶</p> <p>← ポイント11(特別に求められる番組準則)</p> <p>・ 対価料金のもとで公共的役割をどこまで担えるかが課題。〈NHK〉</p> <p>・ NHKの衛星放送を”選択的メディア”と位置付けることになるが、受信料を財源とする公共放送の枠内で運営することの妥当性に疑義が生じるのではないか。〈民放連〉</p> <p>・ 公共放送という前提を失う(放送の質の低下が懸念される)。・ 無料(広告)か有料かの選択(無料広告放送の選択肢はあるのか。いずれの場合も公共放送と見なせなくなるとすれば、NHKが行うことの妥当性も検討の必要がある) 〈衛放協〉</p>
<p>(5) 衛星放送番組の質や編成内容に及ぼす影響</p>	<p>○ NHKの衛星放送のこれまでの実績を踏まえれば、視聴者の意向に応えつつ、「豊かで良い放送番組」等を提供することも「不可能」とまでは言えないのではないか。³⁷</p> <p>・ 「公序良俗」、「政治的公平」など放送事業者全般に適用される番組準則のほか、公共放送としてNHKに適用される番組準則は、「豊かで良い放送番組」、「地方向けの放送番組」、「過去の文化の保存、新たな文化の育成・普及」(法第44条第1項)の3要素。</p> <p>・ 番組の多様性の確保は不可能。〈NHK〉</p>

Ⅲ スクランブル化 － A 非営利型（概要と評価②）

検討の視点	効果・影響
(6) 衛星放送業界に及ぼす影響	<p>○ 衛星契約の締結、衛星放送の視聴を視聴者の意思に委ねることとなるため、有料のBS放送事業者、CS放送事業者のサービス提供形態と類似したサービスとなるのではないか。 ← ポイント12(公正競争上の措置)</p> <p>・ 有料民放とは実質的に競合。 ・ 外部制作会社の制作機会の減少のおそれ。 〈NHK〉 ・ NHKの視聴者がBS放送に接触する機会が相当程度減少し、BS全体の接触率が相当程度低下する懸念がある。 〈民放連〉 ・ 専門チャンネル化する場合、CS放送と正面から競合する一方、契約を解消した者の一部がCS加入することも想定 〈衛放協〉</p>
(7) 視聴者の負担に及ぼす影響	<p>○ 2011年以降は、影響なし(アナログ放送の受信者はデコーダーを新たに設置する必要)。</p> <p>・ アナログ受信者はデコーダーが必要。 〈NHK〉 ・ 特になし(2011年以降) 〈衛放協〉</p>
(8) その他(移行に要する期間等)	<p>・ 現行の衛星受信契約と新たな対価契約との関係や、スクランブル放送への移行が課題。 〈NHK〉</p>

ポイント10

- 料金の性格は、「対価料金」となる以上、「特殊な負担金」とは言えないのではないか。
- NHKが衛星放送を非営利事業として、「対価料金」を徴収する方法により実施することの意義をどのように考えるべきか。
 - NHKは、「公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるよう豊かで、かつ、良い放送番組による国内放送を行い…とともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送…を行うことを目的」(放送法第7条)とする特殊法人。
 - 「対価料金」を徴収して限定的な視聴者に対する放送を行うことが、こうした目的により設立されたNHKの性質に照らして適切かどうかという点については、十分な議論が必要なのではないか。
 - 国民視聴者のニーズ(契約数は約1,300万)を踏まえれば、限定的な視聴者を対象とするものであっても、NHKが公共性の高い形で提供することも考え方としてあり得るのではないか。

Ⅲ スクランブル化 – A 非営利型（議論のポイント②）

ポイント11

- 提供される衛星放送は付加的な性格が強くなるものの、公共放送の行うものとして引き続き一定の公共的役割を求めることはできるのではないか。
- 衛星放送番組の質については、NHKの衛星放送のこれまでの実績を踏まえれば、視聴者の意向に応えつつ、「豊かで良い放送番組」等を提供することも「不可能」とまでは言えないのではないか。
- また、「豊かで良い放送番組」といった公共放送としてNHKに特別に求められる番組準則(放送法第44条第1項)を付加的な放送番組の編集にも課すべきかという根本的な問題も議論され得るのではないか。
 - 「公序良俗」、「政治的公平」など放送事業者全般に適用される番組準則のほか、公共放送としてNHKに適用される番組準則は、「豊かで良い放送番組」、「地方向けの放送番組」、「過去の文化の保存、新たな文化の育成・普及」(放送法第44条第1項)の3要素。

ポイント12

- 衛星契約の締結や衛星放送の視聴を受信者の意思に委ねることとなるため、有料のBS放送事業者、CS放送事業者のサービス提供形態と類似したサービスとなるのではないか。
- これらの事業者との公正競争を確保するための措置として、どのような措置が検討されるべきか。
 - 会計分離 等

Ⅲ スクランブル化 – B 営利型 (概要と評価①)

概要: NHKの衛星放送をスクランブル化(営利を目的とする料金設定: 利潤の上乗せ)

検討の視点	効果・影響
<p>(1) 現在生じている課題の解決への効果</p> <p>① 利用実態の乖離(受信環境の受動的整備)</p> <p>② 衛星契約率の低迷</p>	<p>○ スクランブル化により、契約を締結するか否かの判断を受信者に委ねるため、課題①は解決されるのではないか。⁴¹</p> <p>・ 解消可能。〈NHK〉</p> <p>○ NHKが未契約者に対する対抗手段(スクランブル化)を取り得ることから、課題②は解決されるのではないか。</p> <p>・ 解消可能。〈NHK〉</p> <p>・ 付加料金を支払わずに見ている”フリーライダー”を排除したりする効果は期待できるのではないか。〈民放連〉</p> <p>・ 可能。〈衛放協〉</p>
<p>(2) 「特殊な負担金」という受信料の性格に及ぼす影響</p>	<p>○ 徴収する料金の性格は、「対価料金」となる以上、「特殊な負担金」とは言えないのではないか。⁴²</p> <p>・ 性格変更(受益者負担の対価料金に)。〈NHK〉</p>
<p>(3) 受信料(衛星付加受信料: 945円)の水準に及ぼす影響</p>	<p>○ 徴収する料金の料額の水準は、衛星放送に係る経費と契約者数によるのではないか。⁴³</p> <p>・ 影響あり(受信料廃止)・独立採算・料金はサービス内容と契約数による〈NHK〉</p>
<p>(4) NHKにより提供される衛星放送の性格に及ぼす影響</p>	<p>○ 公共放送が営利事業を行うことの是非が問われるのではないか。 ← ポイント13(根本的な問題)⁴⁴</p> <p>・ 公共放送サービスではない(公共的役割は担わない)。〈NHK〉</p> <p>・ NHKの衛星放送を”選択的メディア”と位置付けることになるが、受信料を財源とする公共放送の枠内で運営することの妥当性に疑義が生じるのではないか。〈民放連〉</p> <p>・ 公共放送という前提を失う(放送の質の低下が懸念される)。・無料(広告)か有料かの選択(無料広告放送の選択肢はあるか。いずれの場合も公共放送と見なせなくなるとすれば、NHKが行うことの妥当性も検討の必要がある) 〈衛放協〉</p>
<p>(5) 衛星放送番組の質や編成内容に及ぼす影響</p>	<p>○ NHKの衛星放送の放送番組の質や編成内容については、公共放送としてNHKに特別に求められる番組準則について議論されるべきではないか。⁴⁵</p> <p>・ 「公序良俗」、「政治的公平」など放送事業者全般に適用される番組準則のほか、公共放送としてNHKに適用される番組準則は、「豊かで良い放送番組」、「地方向けの放送番組」、「過去の文化の保存、新たな文化の育成・普及」(法第44条第1項)の3要素。</p> <p>・ 番組の多様性の確保は不可能。〈NHK〉</p>

Ⅲ スクランブル化 – B 営利型 (概要と評価②)

検討の視点	効果・影響
(6) 衛星放送業界に及ぼす影響	<p>○ 衛星契約の締結、衛星放送の視聴を視聴者の意思にゆだねることとなるため、有料のBS放送事業者、CS放送事業者のサービス提供形態と類似したサービスとなるのではないか。⁴⁶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有料民放と競合。 ・ 外部制作会社の制作機会の減少のおそれ。 〈NHK〉 ・ NHKの視聴者がBS放送に接触する機会が相当程度減少し、BS全体の接触率が相当程度低下する懸念がある。 〈民放連〉 ・ 専門チャンネル化する場合、CS放送と正面から競合する一方、契約を解消した者の一部がCS加入することも想定 〈衛放協〉
(7) 視聴者の負担に及ぼす影響	<p>○ 2011年以降は、影響なし(アナログ放送の受信者はデコーダーを新たに設置する必要)。⁴⁷</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アナログ受信者はデコーダーが必要。 〈NHK〉 ・ 特になし(2011年以降) 〈衛放協〉
(8) その他(移行に要する期間等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の衛星受信契約とは全く異なる新たな対価契約の締結となる。 〈NHK〉

ポイント13

- NHKが衛星放送を営利事業として実施することの是非が問われるのではないか。
- 営利型の衛星放送を公共放送であるNHKが提供する必要があるのかという根本的な問題が惹起され、NHKの組織形態論に波及するのではないか。
 - NHKが営利事業を行うことは、現行放送法上禁じられている(放送法第9条第4項)。
 - これは、NHKが私企業と同様の利益を上げることが目的として業務を行うことが、NHKと民放との併存体制の趣旨に合致しないことから規定しているもの。【参考資料P. 13】